

補助金の申請から交付までの流れ

※提出書類については補助金交付要綱をご確認の上、不備がないようご注意ください。

1 旅行会社

助成金交付申請

※出発の **20 日前まで** に次の書類を提出してください。

※提出期限までに書類の提出がない場合、申請を受理しないことがあります。

＜提出書類＞（郵送、持参、メール又はFAXにてご提出ください。）

- ・補助金交付申請書（別記第1号様式）
- ・事業実施計画書
- ・旅行行程表が記載された募集パンフレットなど
- ・補助対象経費に係る積算資料



2 高知県

補助金交付決定通知

交付申請書一式が届いたのち、内容を審査し、申請者に交付決定通知書をお送りします。



3 旅行会社

実施計画書に記載した事業の催行、実績報告書の提出

※事業の催行後、**30 日以内** に次の書類を提出してください。

＜提出書類＞（郵送、持参、メール又はFAXにてご提出ください。）

- ・実績報告書（別記第6号様式）
- ・事業実績報告書
- ・最終の旅行行程表
- ・国際チャーター便の利用実績を証明するもの
- ・補助対象経費に係る積算資料



4 高知県

補助金交付確定

実績報告書一式が届いたのち、内容を審査したうえで交付手続きに入ります。